

1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（機能転換・適正化）

補助率：1/2以内

1 病床の機能転換・適正化

【病床の機能転換】

区 分	内 容	補助基準額
施設整備	病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の新築・増改築・改修(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)	5,500,000円 × 転換する病床数
	地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な新築・増改築・改修	160㎡×単価 鉄筋 176,600円 木造 176,600円 ブロック造 153,900円
設備整備	病床機能転換に必要な医療機器等整備（回復期の確保と併せて行う在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象とする。）及び地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な医療機器整備	10,800千円

※診療所の新規開業は、次の二次医療圏を対象とする。

南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室

【病床の適正化(ダウンサイズ)を図るための転換】

区 分	内 容	補助基準額
施設整備	病室や診療室等への転換など、病床の適正化のために必要な新築・増改築・改修（在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。）	5,022,500円× 削減病床数
設備整備	病床の適正化のために必要な機器等の整備（在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院（診療所）は訪問診療等に使用する車両の整備も対象とする。）	10,800千円